

改正

平成18年4月1日安平町条例第175号

平成18年9月25日安平町条例第196号

平成20年3月28日安平町条例第9号

平成20年6月23日安平町条例第20号

平成21年12月28日安平町条例第32号

平成22年2月1日安平町条例第1号

平成24年2月1日安平町条例第2号

平成26年9月30日安平町条例第25号

安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。）に該当する者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項の規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医師において重度（知能指数がおおむね35（肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については、おおむね50）以下であって日常生活において介護を必要とする程度をいう。）の知的障害と判定又は診断された者

(3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）であって、精神保健福祉法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1) 母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に18歳未満（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を扶養又は監護している者又は18歳以上20歳未満（20歳に達した日の属する月の末日まで）の児童を扶養している者

(2) 父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に18歳未満（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を扶養又は監護している者又は18歳以上20歳未満（20歳に達した日の属する月の末日まで）の児童を扶養している者

(3) 児童 次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引続きいて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては在学する期間（20歳に達した日の属する月の末日まで）を含む。）

イ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）、組合員又はこれらの被扶養者であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額を控除した後の額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高齢者医療確保法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（助成の対象）

第3条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並び

にひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては、入院に係るものを除く。）について助成する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 所得の額が規則で定める額以上であること。
 - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が規則で定める額以上であること。
 - ウ 65歳以上で高齢者医療確保法の規定による医療を受けていない者又は高齢者医療確保法の規定による医療を受けている場合でその属する世帯員全員が市町村民税非課税者である者及び高齢者医療確保法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者であること。
 - エ 医療保険各法において高齢者医療確保法の医療給付と同等の給付が受けられる者については、当該医療を受けることができる間にある者であること。
- (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者
 - ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が規則で定める額以上であること。
 - イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する扶養義務者の所得の額が規則で定める額以上であること。
 - ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が規則で定める額以上であること。
 - エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が規則で定める額以上であること。

（助成の額）

第4条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 町長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（受給者証の交付申請）

第5条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

（受給者の決定等）

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めるときは、その助成を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し医療費の受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

（受給者証の提示）

第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

（助成の方法）

第8条 医療に関する経費の助成は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要と認めたときは、前項にかかわらず助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

（届出の義務）

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- （1） 氏名又は住所を変更したとき。
- （2） 第3条の規定に該当しなくなったとき。

（助成の終了）

第10条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する助成を行わないものとする。

- （1） 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- （2） 死亡したとき。

（損害賠償との調整）

第11条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

（助成金の返還）

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の早来町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年早来町条例第31号）又は追分町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年追分町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年4月1日安平町条例第175号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月25日安平町条例第196号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日安平町条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月23日安平町条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年12月28日安平町条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年2月1日安平町条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月1日安平町条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日安平町条例第25号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

改正

平成18年4月1日安平町規則第126号
平成18年9月25日安平町規則第142号
平成20年3月28日安平町規則第11号
平成20年9月25日安平町規則第34号
平成20年12月26日安平町規則第48号
平成22年6月29日安平町規則第25号
平成26年7月31日安平町規則第12号
平成28年3月25日安平町規則第7号
平成28年3月31日安平町規則第19号

安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成18年安平町条例第94号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第2条 条例第2条第5項に規定する一部負担金は、次のとおりとする。

- (1) 受給者が18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合 初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復師に係るときは初診1件につき270円）
- (2) 上記以外の場合 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。
この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず4万4,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項の規定にかかわらず1万2,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第3条 前条第2号の場合であって受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等)

第4条 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(条例第4条第2項に規定する額等)

第5条 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項（同項第2

号に掲げる者については同項第1号を適用する。)に規定する額とする。

(受給者証の交付申請)

第6条 条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(様式第1号又は様式第2号)を、町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身体障害者手帳、同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神障害者保健福祉手帳

(2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

(3) 条例第3条第3号又は同条第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4) 第2条第1号に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあっては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給資格者の決定及び登録)

第7条 町長は、条例第6条第1項により受給者であることを決定したときは、受給者台帳(様式第3号又は様式第4号)に登録する。

2 町長は、条例第6条第1項により、受給者であることを決定したときは重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付通知書(様式第5号)により、受給者であることを承認しないことを決定したときは重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第8条 町長は、条例第6条第1項の規定により受給者であることを決定したときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証(様式第7号又は様式第8号。以下「受給者証」という。)を申請者に交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の再交付申請)

第9条 受給者は、受給者証を損傷し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式第9号)を町長に提出して、その再交付を受けることができる。

(助成金の交付申請)

第10条 受給者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費支給申請書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

（助成金の交付の決定）

第11条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成金支給（不支給）決定通知書（様式第11号）により、当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第12条 条例第9条第1号の規定による届出は重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者資格変更届（様式第12号）により、同条第2号の規定による届出は重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（様式第13号）により行うものとし、当該届出書には、受給者証を添付するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の早来町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年早来町規則第9号）又は追分町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成16年追分町規則第9号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により交付された受給者証は、その有効期間中に限り、それぞれこの規則の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則（平成18年4月1日安平町規則第126号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月25日安平町規則第142号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療に係る一部負担金について適用し、同日前の医療に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日安平町規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成20年 9 月25日安平町規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成20年12月26日安平町規則第48号）

この規則は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 6 月29日安平町規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の通院、入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成について適用し、同日前の通院、入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 7 月31日安平町規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る一部負担金について適用し、同日前の医療に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月25日安平町規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療費の助成について適用し、同日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日安平町規則第19号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

第 4 条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法	
1	所得の額
(1)	条例第 3 条第 3 号に規定する所得の額は、前年の所得（1 月から 9 月までの分の医療に関

する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。

(2) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第3項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第3項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第9条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第11条関係)

様式第12号(第12条関係)

様式第13号(第12条関係)